

第6回締約国会議
2000年11月13～25日、於ハーグ
議題：第7項(c)

京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす
締約国会議第一回会合の準備（決議第8/CP.4号）

メカニズムに関する作業計画（決議第7/CP.4号及び第14/CP.5号）

京都議定書第12条

議長による注釈

- 1．本案文は将来の作業を容易にするために、COP 6 議長の権限に基づいて作成された。これは、COP の両補助機関がその第 13 回会合の後半に COP へ提出した案文（FCCC/SB/2000/CRP.20）並びにメカニズムに関するコンタクトグループの議長も同席した両補助機関の議長との非公式協議及びこれら議長の勧告に基づいている。
- 2．COP は、文書 FCCC/SB/2000/CRP.20 に含まれる両補助機関から COP へ提出された案文もまだ有効であることを勸案の上、本案文にも留意するように要請する。

**【決議案第〔B/CP.6〕号：京都議定書第12条で規定された
クリーン開発メカニズムに関する方法と手続**

締約国会議は、

京都議定書第12条において、条約附属書に含まれない締約国が持続可能な開発を達成して、条約の最終的な目標への貢献を支援し、また附属書に含まれる締約国が第3条に基づく排出の抑制と削減の数量化された約束〔の一部〕の履行を支援することを目的とするクリーン開発メカニズムが定義されていることを想起し、〔また、決議第[...]号に対する方法と手続に関する附則Xに含まれる諸規定を反映させて、〕

選択肢群A：

その決議第1/CP.3号、特にその項5(e)を想起し、

また、その第6回会合において、適宜京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議第1回会合に対する勧告も含めて、この議定書第6、12、17条に基づくすべてのメカニズムについて決議を行うことを目的として、クリーン開発メカニズムを優先してこれらメカニズムに関して実施される作業計画を定めたその決議第7/CP.4号も想起し、

また、その決議第8/CP.4号と第14/CP.5号も想起し、

選択肢B：

また、その決議第1/CP.3、7/CP.4、8/CP.4、14/CP.5号も想起し、

選択肢群A：

クリーン開発メカニズムの事業活動の地理的分布について、地域及び小地域のレベルで衡平性を推進する必要性を念頭に置き、

選択肢B：

クリーン開発メカニズムの事業活動の地理的分布について、地域及び小地域のレベルで広範囲に及ぶのが望ましいことを念頭に置き、

京都議定書第12条5項(c)に従って事業活動の追加性を評価するための信頼できる透明性の高いベースラインが必要であることを重視し、

事業の参加者及び指定された運営組織に対する方法論的手引きが必要であることを認識し、

選択肢A：

締約国が有害な環境的及び社会的影響を最小限に抑えるような方法で技術を使用すべき

であることを重視し、

選択肢 B :

条約附属書 に含まれる締約国は、附属書 に含まれない締約国における技術と活動を、環境的、経済的または社会的に有害な影響を最小限に抑えるような方法で推進すべきであることを重視して、

選択肢 A (1 ~ 4 項):

1 . クリーン開発メカニズムを迅速にスタートさせるために理事会を設置することを決議する。

2 . 上記 1 項に述べる理事会及び〔この理事会〕〔京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議〕によって指定される運営組織は、方法と手続に関する附属書で規定するクリーン開発メカニズムの理事会及び指定された運営組織と同じ方法で職務を遂行すべきこと、及び理事会は〔YYYY 年 MM 月 DD 日〕までに最初の会議を開くべきこと、を決議する。

3 . 本決議において、締約国会議は方法と手続に関する附属書の規定に基づき、京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の責任を引き受けることを決議する。

4 . 本決議は採択され次第発効し、29 項で述べる本決議の暫定的性格に関する決議が、京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議によって採択されるまで効力を有することを決議する。

選択肢 B (5 項):

5 . 暫定的に理事会を招集することを含めて方法と手続を実施するために十分効果的に機能できる制度的な及び関連する仕組みを事前に設定する必要があること、及び附属書で規定するように締約国会議が京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の責任を引き受けることを考慮に入れて、以下で勧告する COP/MOP の決議の附属書に含まれる方法と手続に従って、クリーン開発メカニズムを迅速に開始することを決議する。

6 . 条約附属書 に含まれる締約国は、締約国会議及び京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議による能力の向上に関する決議、並びに条約の資金的メカニズムに対する手引きに関する決議を考慮に入れて、とりわけ後発途上国及び小規模島嶼の発展途上国を中心とする条約附属書 に含まれない締約国に対して、それらがクリーン開発メカニズムへ参加しやすくなるように能力の育成で支援する対策を実施し始める〔ように要請する〕〔必要があることも決議する〕

7 .〔適宜「暫定的」理事会が、後発途上国及び小規模島嶼の発展途上国を中心とする〔発

展途上の締約国][条約附属書 に含まれない締約国]に対して、それらがクリーン開発メカニズムへ参加できる能力を育成するために、[エネルギー効率を高める或いはバイオマスや再生可能資源から持続可能な方法でエネルギーを生成する先端技術に基づく事業を開発する能力の育成が必要であることを勘案して、]支援を行いやすくする具体的なメカニズムを設定する。]

8 . [[附属書 に含まれない各締約国の国内的な優先的ニーズを考慮に入れて、] [とりわけ] 下記の分類に基づいて、安全で環境上適正な、適格性のある事業の[予備的な][ポジティブ]リストを採択することを決議する。

(a) 再生可能エネルギー：太陽エネルギー、風力エネルギー、持続可能なバイオマスによるエネルギー資源、地熱による熱供給及び地熱発電、小規模水力発電、波力及び潮汐力、周囲温度、海洋温度差及びその他温度差、嫌気呼吸を促進する活動、埋立地ガスを含むバイオガスからのエネルギー回収。

(b) エネルギー効率化：熱電併給施設[及びガス火力発電所]向けの先端技術、既存のエネルギー生産[技術]の[大幅な]改善、産業工程・建物・エネルギーの搬送・輸送・配給のための先端技術及び/または[大幅な]改善、より効率的で汚染の少ない大量公共輸送機関(乗客用と貨物用) 及び既存の車両と[既存の燃料源]の改良[または代替]。

(c) 需要側管理：住宅、商業、運輸及び産業のエネルギー消費の改善。

(d) [持続可能な土地利用、土地利用の変更及び林業活動。]

9 . [京都議定書発効後にこの議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議第1回会合が、上記8項で規定するポジティブ・リストを、[当初の]ポジティブ・リストで得られた経験に基づいて見直すように勧告する。]

選択肢 A (10 ~ 13 項):

10 . [気候変動に関する政府間パネル] [科学上及び技術上の助言に関する補助機関] [理事会] に対して、COP によって採択されることを目的に、理事会の指導により下記を考慮に入れたベースライン設定のための指針を作成するように要請する。

(a) クリーン開発メカニズムの方法と手続に関する附属書のベースライン関連のすべての項、

(b) [クリーン開発メカニズムの暫定的段階について] [暫定的] 理事会が承認するすべてのベースライン設定方法、

(c) ベースラインに関する指針を設定するための指針に関する附属書の諸規定。

11 . [科学上及び技術上の助言に関する補助機関に対して、締約国会議の第7回会合で採択されることを目的に、その第14回会合で電力相当で1 MW に満たない事業及び5 MW

未満のすべての再生可能エネルギー事業で使われる限られた数の標準化されたベースラインを設定することを要請する。]

12 . [科学上及び技術上の助言に関する補助機関に対して、その[第 16 回][第 x 回]会合で、ベースラインの設定と認定手続に関する指針を締約国会議が採択するように勧告することを要請する。]

13 . [理事会に対して、上記 12 項に基づいて採択された指針を UNFCCC クリーン開発メカニズム参照マニュアルに含めるように要請する。]

選択肢 B (14 ~ 16 項) :

14 . 科学上及び技術上の助言に関する補助機関に対して、発生源による人為的排出の削減 [及び吸収源による除去の人為的強化] が、CDM に基づいて認証された事業活動のない場合でも起こるであろうものに追加するものであるか判定するために、理事会の指導のもとにベースラインを設定するための指針を、COP で採択されることを目的に作成するように要請する。

15 . 科学上及び技術上の助言に関する補助機関に対して、その第 15 回会合までに、ベースラインの設定と認可手続に関する指針を COP が採択するように勧告することを要請する。

16 . 理事会に対して、上記 15 項に基づいて採択される指針を UNFCCC クリーン開発メカニズム参照マニュアルに含めるように要請する。

選択肢 C (17 ~ 18 項) :

17 . 科学上及び技術上の助言に関する補助機関に対して、締約国会議の第 7 回会合で採択されることを目的に、本決議の附属書[C]で規定するベースライン、[拭値] 及び[モニタリング] についての方法に関する勧告書と手引き案を作成するように要請する。

18 . 方法に関する勧告書と指針案を作成するに当たり、科学上及び技術上の助言に関する補助機関は下記を考慮に入れるものとする。

(a) クリーン開発メカニズムの方法と手続に関する附属書のベースライン、[限界基準] 及び[モニタリング] に関する項。

(b) 1 項で規定した理事会が COP[7][8] 以前に承認したベースライン、[限界基準] 及び[モニタリング] に関する方法。

19 . [既存の機関] [資金的メカニズムの運営を委任された組織] [が適応基金を管理する] [によって管理される適応基金を設置する] ことを決議する。

20 上記[1-2][5]項に従って設定される手続に基づいて登録されるクリーン開発メカニズムの地域レベル及び小地域レベルの[衡平]分布[及び指定された運営組織の地理的配置]を、それらの[衡平][かつ広範囲]の分布を推進する観点から定期的に見直し、それに基づき理事会を適切に指導することを決議する。

選択肢 A (21 項):

21 .[クリーン開発メカニズムの事業活動の地域別分布が不均衡な場合への対処に備えて、事業活動に資金的支援を提供するための「クリーン開発メカニズム衡平分布基金」の設置を決議する。この基金は[X]が管理するものとする。この基金の資金は、附属書 に含まれる締約国が[京都議定書発効後の京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議によって決められる方式][附則__で規定される方式]に従って拠出するものとする。この基金の資金を提供されたクリーン開発メカニズムの事業活動によって生成される認証排出削減量は、附属書 に含まれる締約国に対してその拠出比率に応じて配分されるものとする。附属書 に含まれない締約国は、「クリーン開発メカニズム公正な分布基金」に対して、単独または共同でクリーン開発メカニズムの事業を提案することができる。理事会は、既存の及び計画されているクリーン開発メカニズムの事業の地理的分布、各地域または各国における持続可能な開発の達成に対する支援の相対的ニーズ、及び温室効果ガス排出の抑制と削減に対する提案された事業の貢献度を考慮に入れて京都議定書発効後の京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議が設定する基準に従って、事業に対して補助金を含む資金を配分するものとする。配分される資金は、必ずしもクリーン開発メカニズムの事業の全コストをまかなう必要はない。]

選択肢 B (22 項):

22 . CDM 事業活動の地域別分布の不均衡に対処するために、必要に応じて事業活動に資金的支援を提供するための「クリーン開発メカニズム公正な分布基金」を附属書 国の拠出により設置することを決議する。それら事業で生成された認証排出削減量は、これら締約国が拠出比率に応じて取得するものとする。

選択肢 C : 案文は必要ない。

23 .本決議の関連附属書に記載され、方法と手続に関する附属書に従って指名される[暫定的]理事会のメンバーを[暫定的に]選出する。

24 .条約事務局に対して、本決議及びその各附属書の中でそれに割り当てられた職務を実行するように要請する¹。

25 .[収益の一部は、附則 C に含まれる諸規定に従って、運営費用及び本決議の附属書に

¹ [暫定的な]クリーン開発メカニズムの[迅速なスタート][設定]が運営資源の問題に与える影響を明確にする必要がある。

対する附則 D で定義される適応基金²の負担のために徴収・配分されることを決議する。

26 . 締約国に対して、〔暫定的に設置される〕〔暫定的〕理事会の運営費用〔に充当するために設置される信託基金〕へ資金を拠出するように要請する。この拠出金は、要請があれば、理事会が定める返済手続と予定表に従って運営費用として徴収された「収益の一部」から返済されるものとする。

選択肢 A (27 項):

27 . 本決議の採択後[x][5]年以内に、クリーン開発メカニズムの[迅速なスタート][設定の簡便化][暫定的運用]を検討し、[コンセンサスにより]必要な対策を講ずることを決議する。本決議の改訂は、既に登録されているクリーン開発メカニズムの事業活動に影響を与えないものとする。

選択肢 B (28):

28 . 本決議の採択後 x 年以内に、既に登録されている事業活動に影響を与えることなく、クリーン開発メカニズムの設定の簡便化を検討することを決議する。

選択肢 C : 迅速なスタートを見直す必要はないので、案文は必要ない。

29 . この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の第 1 回会合が下記の決議を採択するように勧告する。

**決議 / [CMP.1]: 京都議定書第 12 条で規定された
クリーン開発メカニズムに関する方法と手続**

京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、

京都議定書第 3 条及び第 12 条に含まれる諸規定を〔考慮に入れ〕〔想起し〕

第 12 条に従って、クリーン開発メカニズムの目的は条約附属書 に含まれない締約国が持続可能な開発を達成し、条約の最終的目標に対する貢献を支援し、また附属書 に含まれる締約国による第 3 条に基づく排出の抑制と削減の数量化された約束の一部の履行を支援するものであることを念頭に置き、〔また、方法と手続に関する附属書に対する附則 X に含まれる諸規定を考慮に入れ、〕

² 〔適応基金は、後発発展途上国及び小規模島嶼の発展途上国を中心として気候変動の有害な影響及び / 又は第 6 条と第 17 条による対応策実施の影響を特に受けやすい発展途上の締約国の適応努力に資金援助を行うために設置されるものとする。〕

選択肢 A :

〔クリーン開発メカニズムの目的を達成するために、認証された事業活動には、それぞれ附属書 に含まれる締約国と附属書 に含まれない締約国が、参加しなければならないことを認識し、〕

選択肢 B :

〔それぞれの認証された事業活動は、関与する締約国の自主的な参加に基づくものであることを認識し、〕

〔持続可能な開発を目的として附属書 に含まれない締約国が認証された事業活動へ参加することは、クリーン開発メカニズムを他のメカニズムとは異質のものにしていることを認識し、〕

〔また、京都議定書第 3 条と第 12 条は、附属書 に含まれる一の締約国が附属書 に含まれない他の締約国から取得するいかなる認証排出削減量も、取得する締約国の割当量に追加されるが、これらいかなる[取得][追加]も取得する締約国が附属書 B に登録された排出の抑制と削減に関する数量化された約束に従ってその割当量を変更することなく、第 3 条による排出の抑制と削減に関する数量化された約束の遵守に寄与させる目的[でのみ][だけのために]行われると規定していることを念頭に置き、〕

〔クリーン開発メカニズムに基づいて認証された事業活動からの「収益の一部」が運営費用に充当するため、及び気候変動の有害な影響を特に受けやすい発展途上の締約国の適応努力に資金援助を行うために使われることを更に念頭に置き、〕

【クリーン開発メカニズムの目的を達成するための行動において、締約国は条約第 2 条と第 3 条、及び特に下記に導かれることを確認し、

〔先進国と発展途上国の間の衡平性は、発展途上の締約国の人口一人当たり排出量に関する公正な権利に関する衡平性で、発展途上国の人口一人当たり排出量が依然として相対的に少ないこと、及び世界の排出量に占める発展途上国のシェアがその社会的及び開発的ニーズを満たすために増大するであろうことを考慮し、またそれらの締約国の最大かつ最重要の優先課題は経済的及び社会的開発と貧困の根絶であることを十分勘案し、一方先進締約国は発展途上の締約国との間の人口一人当たり排出量の不公平性を軽減する観点から、引き続き国内の[政策と措置][行動]を通じてその排出量を抑制し削減すべきであることを確認するものである。〕

選択肢 A :

〔追加性：発生源による人為的排出の削減 [及び吸収源による除去の人為的強化] は、第 12 条 5 項(c)に従って、当該事業活動がなくても起こるであろうものに追加するもので

なければならない。[附属書 に含まれる締約国による CDM 事業活動への{から生ずる CERs を取得するための}{公的な}資金供与は、資金的メカニズムの枠内における条約附属書 に含まれる締約国の資金的義務、並びに{現行の}政府開発援助 (ODA) {の流れ}{に明確に追加され}{かつ}{それらの流用にならないもの}でなければならない。{従って、ODA 及び GEF から資金は、CERs の取得に使用してはならない。}] [通常の商業的に実行可能な事業は、CDM 事業の適格性を持っていないものとする。]

選択肢 B :

〔追加性：発生源による人為的排出の削減 [及び吸収源による除去の人為的強化] は、当該事業活動がなくても起こるであろうものに追加するものでなければならないが、また通常の商業的な事業に CDM 事業としての適格性を認めることはできないが、附属書 に含まれる締約国の対外開発援助及びその他既存の資金的約束も、条約第 4 条第 3、5、7 項における附属書 に含まれる締約国の約束の実施が議定書第 12 条の実施とは異なることを考慮して、認証排出削減量の取得には使われないようにする必要がある。〕

〔非差別、競争の歪曲防止：発展途上のすべての締約国は、自主的にクリーン開発メカニズムの事業活動へ参加する或いはそれを開始することができる。一方的な措置によって附属書 に含まれない締約国がいずれかのクリーン開発メカニズムの事業活動への参加或いはその開始を阻止されるようなことがあってはならない。クリーン開発メカニズムの事業活動は受入国の市場における競争を歪曲してはならない。〕

〔後発発展途上国に特有のニーズ：クリーン開発メカニズム[に基づく活動][に]関与する締約国[は]後発発展途上国[固有の]のニーズ、特にその[特殊な]技術的ニーズ及び能力向上のニーズを[十分に考慮に入れる][十分に勘案する]必要がある。〕

〔小規模島嶼発展途上国に特有の脆弱性と特性：クリーン開発メカニズムに基づく活動は、小規模島嶼発展途上国に特有の脆弱性と特性、特に適応活動のための能力の向上、及びクリーン開発メカニズムの事業活動の実施を考慮に入れる必要がある。〕

〔気候変動の有害な影響を特に受けやすい発展途上国に特有の状況：クリーン開発メカニズムに基づく活動は、特に最も影響を受けやすい極貧層の人口を対象として食糧と農業の持続性に対する影響を考慮し、また適応活動のための能力の向上、及び CDM 事業活動実施の必要性を考慮に入れる必要がある。〕

〔軽減活動の有害な影響を特に受けやすい発展途上の締約国に特有の状況：CDM 事業活動は、条約第 4 条 8 項及び 9 項に規定されるものを中心とする発展途上の締約国に対する社会的、環境的及び経済的影響を最小限に抑えるような方法で実施されるものとする。〕

〔譲渡の可能性：一旦発行された認証排出削減量は他の締約国または法人へ譲渡[することができる][できないものとする][することはできない]。〕

〔ファンジビリティ/ノンファンジビリティ：締約国は排出削減単位〔、認証排出削減量〕及び〔割当量単位〕〔割当量の一部〕を〔有効な環境的同等性を確保する目的で京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議が設定する規則と手続に従って〕取引〔することができる〕〔できないものとする〕〔してはならない〕。〕

クリーン開発メカニズムの方法と手続に関する決議第〔B/CP.6〕号を勘案して、

1．決議第〔B/CP.6〕号に従って取られるいかなる対策も確認し十分に実施することを決議する。

2．方法と手続に関する本決議の附属書に含まれるクリーン開発メカニズム〔に基づく議定書附属書 A に含まれる各部門の事業活動〕に関する方法と手続を採択する。

3．本決議〔及び方法と手続に関する附属書〕の見直しは、締約国の経験を考慮に入れて検討することができることを決議する。この見直しは、既に登録されているクリーン開発メカニズムの事業活動に影響を与えないものとする。〔本決議の見直しは締約国会議のコンセンサスにより採択されるものとする。〕〔最初の改訂は、京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の第 1 回会合によってクリーン開発メカニズムの方法と手続が採択されてから 5 年以内に行われるものとする。〕